

「帰国者・接触者外来」医療機関 御中

東京都北区国民健康保険
(北区役所 国保年金課 国保給付係)

北区では、国民健康保険加入者で、新型コロナウイルスに感染又は感染が疑われて会社を休んだ人(給与の支払いを受けられなかった人)に傷病手当金を支給する制度を導入しました。

国民健康保険加入者が支給要件に該当した場合には、「帰国者・接触者外来」を受診した医療機関で「労務不能と認められた医学的な所見」や「労務不能と認められた期間」などを証明してもらい、その書類を添えて申請する必要があります。

つきましては、別紙「国民健康保険傷病手当金支給申請書(医療機関記入用)」に証明をお願いします。

※証明に費用が発生する場合は、患者の自己負担となります。

※「帰国者・接触者外来」以外の医療機関で受診した場合は、証明書の提出は必要ありません。

かかりつけの医療機関様にこの通知をもってこられた際は、患者様にその旨をお伝えください。

ご不明な点があれば下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先

東京都北区役所 国保年金課 国保給付係
電話:03-3908-1132(傷病手当金担当)